

持続可能なまちづくり研究会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「持続可能なまちづくり研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

（目的）

第2条 研究会は、今後の持続可能なまちづくりの方向性及びまちづくりの具体的手法についての検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 研究会の委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（座長の任命）

第4条 研究会には座長を置き、研究会に属する委員のうちから互選により選任する。

（委員以外の者の出席）

第5条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、研究会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（研究会の議事）

第6条 研究会の議事は、非公開とする。

2 研究会の議事要旨については、研究会終了後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページにおいて公開する。

3 研究会の議事録については、内容について委員に確認を得たのち、発言者氏名を除いて、国土交通省ホームページにおいて公開する。

4 研究会の資料については、原則として公開するが、座長の判断によりその一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 研究会の事務局は国土交通省住宅局市街地建築課に置く。